

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 東京都清瀬市 】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制 【学校】 ・児童・生徒の実態を把握し、安定的・継続的に就学することが困難と判断されるケースについて、教育委員会日本語指導員の配置を申請する。 【教育委員会】 ・支援の必要な児童・生徒等の実態を調査し、日本語の使用に困難を有する児童・生徒に対して、日本語指導員を派遣する。
2. 具体的取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(6)について、それぞれ記入すること ② ・日本語の使用に困難を有する帰国及び外国籍の児童・生徒に日本語指導員を配置し、学校内での授業・生活指導時に言語指導及び学習指導の補完を行った。 ・学校外の家庭等において、対象児童・生徒の他、保護者等の理解及び行動等が必要な場合に、通訳等を含めた日本語指導を行った。 ・児童・生徒 1 人につき、1 日 1 回、1 回当たり 1 時間程度とし、35 回を限度として日本語指導をした。ただし、必要と認めるときは回数を増やして対応し、合計 840 回の指導を行った。 ③ ・日本語指導員に対して年間3回、研修を実施した。 ・タブレット端末を使用した日本語指導を促した。 ④ ・市内で活動しているボランティアサークル「清瀬国際交流会」への参加を促し、同会主催の日本語教室へ案内した。併せて保護者の参加も促した。
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(6)について、それぞれ記入すること ② ・日本語の技能を習得するとともに、日本語の使用に対する不安解消に寄与した。 ・子供とともに保護者に対しても日本語の支援を行い、学校だよりや各種支援制度の案内を読み、記入する指導を行った結果、経済的な支援制度を利用できるようになり安定・継続した通学ができるようになった。 ・地域のボランティアサークルは、コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。 ③ ・タブレット端末を利用した日本語指導により、子供たちがより身近に日本語に携わる機会をつくることができた。 ④ ・地域のボランティアサークルにつなげることで、日本語指導員による日本語指導だけでは日常生活に困難が生じるレベルの子供に対し、地域社会の資源を利用して日本語能力を向上させる手段を教示できた。 ・文化の違いを十分に理解したボランティアが携わるため打ち解けやすく、「日本語の使用を強制される。」という意識ではなく「日本語を使ってコミュニケーションする。」という意識のもと、日本語を学ぶ意欲の醸成に寄与した。 ② ・指導の回数には制限を設けているが、ほとんどの児童・生徒が制限内での指導では不足、回数を増やし

て対応せざるを得なかった。

・日本語指導員の人数が少なく、一人で受け持つ児童・生徒数が多くなってしまうため、質の高い指導を継続して行うためにはより多くの日本語指導員の確保が必要である。

③④

・学校外での指導は必然的に夕方以降になるため、日本語指導員の負担が大きかった。

・日本語指導員に生活指導も求めるケースが見受けられるなど、教員のすべきことと日本語指導員のすべきことの線引きが難しい面があった。

	3～6歳	7～12歳	13～15 歳	16～18 歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	24人	10人	人

4. その他(今後の取組等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。